

岸和田市告示第 258 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達をする。

なお、当該書類は本市財務部市民税課にて保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年8月13日

岸和田市長 佐野 英利

記

1 送達を受けるべき者の氏名

氏名
加嶋 俊郎
上田 明良

2 送達する書類の名称
